

議員提出議案第9号

微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

提出者

6番	米川 大二郎	24番	平田 みつよし
25番	筒井 たかひさ	29番	上村 やす子
30番	三小田 准一	31番	中村 しんご
32番	荒井 彰一	33番	上原 ゆみえ
34番	出口 よしゆき	35番	安西 俊一
39番	米山 真吾	40番	清水 忠

葛飾区議会議長 秋家 聡 明 殿

微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国は、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）などの濃度は大きく改善してきている。

一方、微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっている。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことから国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

よって、本区議会は政府に対し、下記の各項目の実施について強く求めるものである。

記

- 1 PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民に分かりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること
- 3 PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに

に、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。